

北海道の森林づくりに関する覚書

北海道の森林は、木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止等のはたらきにより、地域の産業や暮らしを支えるだけではなく、様々な生き物を育む豊かな自然環境の形成にも寄与する、道民にとってかけがえのない貴重な財産である。

一方、この森林を守り育ててきた本道の農山漁村では、今後、人口減少・高齢化が急速に進行し、地域社会の存続が困難となることが懸念される状況にある。

このような中で、道有林を含む民有林と本道の森林面積の過半を占める国有林が連携を強化して、持続可能な林業生産活動や水源となる森林の保全、地域活動の支援等を進めていくことは、山村地域を維持し活性化していく上で大きな意義があり、地元市町村からの期待も高まっている。

このため、森林づくりを担う北海道及び北海道森林管理局は、密接な連携のもと、本道の森林を守り、育て、利用して、活力ある地域づくりに貢献するとともに、豊かな森林を次の世代に引き継ぐことをめざし、次のとおり覚書を締結する。

- 1 北海道及び北海道森林管理局は、地域産業の活性化や雇用の創出を図るため、路網の整備による効率的・安定的な木材の供給や、建築・農業等多様な分野での道産木材の利用促進、木質バイオマスのエネルギー利用、森林づくりを担う人材の育成・確保などに一体となって取り組み、森林資源の循環利用を進めるものとする。
- 2 北海道及び北海道森林管理局は、道民の安全で安心な暮らしや本道の豊かな環境を守るため、水源地域など重要な森林の整備や貴重な自然環境を有する森林の保全、エゾシカ被害の防止対策などに一体となって取り組み、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるものとする。
- 3 北海道及び北海道森林管理局は、「木育」の理念のもとに、道民との協働による森林づくりを進めるため、必要な情報の発信、森や木を活かした地域活動への支援、植樹祭や育樹祭等の開催などに一体となって取り組むものとする。
- 4 これらを進めるため、北海道及び北海道森林管理局は林政連絡会議を、北海道総合振興局又は振興局及び森林管理署等は地域林政連絡会議を開催し、具体的な取組について検討・調整を図るものとする。

なお、本書2通を作成し、当事者記名の上、各自所持するものとする。

平成 25年 6月 17日

北海道知事

北海道森林管理局長